

令和元年 5 月 23 日

令和元年第 2 回市会定例会付議事件の一部訂正について

訂正内容（一般議案）

●市第12号議案 横浜市建築基準条例の一部改正

75頁 23行目 及び 84頁 2行目

(訂正前) (4) 両端が他の道路に接続し、かつ、接続する道路の一端が四輪の自動車の通行に支障がある道は、袋路状道路とみなして、令第144条の4第1項第1号及び前号の規定に適合するものとしなければならない。

(訂正後) (4) 両端が他の道路に接続し、かつ、接続する道路の一端が四輪の自動車の通行に支障がある道は、袋路状道路とみなして、令第144条の4第1項第1号及び前号の規定に適合するものとしなければならない。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。